

吹田市公告第 341 号

吹田市議会Windows タブレット端末賃貸借業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 5 月 28 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

吹田市議会Windows タブレット端末賃貸借業務

2 業務場所

吹田市役所及び委託先

3 契約期間及び賃貸借期間

契 約 期 間…契約締結日から令和 10 年 9 月 30 日

賃貸借期間…令和 7 年 10 月 1 日から令和 10 年 9 月 30 日

※本件契約は、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約である。

4 業務概要

別紙仕様書のとおり

5 入札予定価格

事後公表とする。

6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載業者であり、「02 事務機器・OA 機器」又は「14 通信用機械器具」を参加希望種目としている者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要

領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。

- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (6) 国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体とタブレット端末の導入に係る契約を1回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績を有すること。

7 入札参加資格の確認

本入札の参加希望者は、(1)に示す書類を提出し、入札参加資格を有することの本市の確認を受けなければならない。なお、期限までに提出しない場合及び入札参加資格がないと認められた場合は、本入札に参加することはできない。

(1) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 契約履行実績調書（様式2）
- ウ 誓約書

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和7年5月28日（水）から令和7年6月18日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所中層棟3階 議会事務局

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和7年度（2025年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市議会Windowsタブレット端末貸借業務に係る制限付一般競争入札）からダウンロードにより交付することとし、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

エ その他

- (ア) 申請書の作成及び郵送等に係る費用は、申請者の負担とする。
- (イ) 提出された申請書は、返却しない。
- (ウ) 申請書は持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限り、(2)アに記載する提出期間内に必着のこと。）によるものとする。

(3) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、令和7年6月24日（火）までに、様式1に記載の連絡先に電子メールにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して電子メールにより通知する。

(4) その他

ア 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

イ 申請書等に虚偽の記載をした場合には、参加資格を取り消し、指名停止の措置を受けることがある。

8 入札説明会

入札説明会は、実施しない。したがって、仕様書、入札書、委任状等については、吹田市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和7年度（2025年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市議会Windowsタブレット端末賃貸借業務に係る制限付一般競争入札）からダウンロードすること。なお、仕様書及び吹田市物品購入契約等入札心得書（一般競争入札）（以下「入札心得書」という。）を熟読の上、入札に参加すること。

9 仕様書等に対する質疑及び回答

(1) 質疑書の提出方法

ホームページに掲載の質疑書の様式をダウンロードの上、電子メールにより提出すること。また、電話により到達確認を行うこと。

なお、電話等による質疑は、一切受け付けない。

(2) 質疑受付期間

令和7年5月28日（水）午前9時から令和7年6月5日（木）午後5時まで

(3) 送信先メールアドレス

gikaaisyom@city.suita.osaka.jp

(4) 質疑回答日

令和7年6月12日（木）

(5) 回答方法

上記の回答日までに吹田市ホームページに掲載する。

10 入札の日時、場所及び方法

(1) 入札日時

令和7年7月3日（木）午後1時

(2) 入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 中層棟4階 第4委員会室

(3) 入札方法

ア 郵送、宅配、電送又は電報による入札は、認めない。

イ 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は、2回までとする。

ウ 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

11 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

12 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

13 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 入札保証金

吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

15 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得書に示した条件など、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 参加資格確認申請に必要な証拠書類を提出しない者がした入札
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札
- (5) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

16 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当

該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど、不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど、厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も、入札は成立するものとする。

17 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は、一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

18 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

19 予算の減額又は削減に伴う解除等

この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の支出予算において減額又は削除があった場合、市は、この契約を変更し、又は解除することができる。

20 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「吹田市物品購入契約等に係る制限付一般競争入札実施要領」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。

21 問合せ先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所中層棟3階 議会事務局

電話 06-6384-2663 (直通)

FAX 06-6338-0920

e-mail gikaisyom@city.suita.osaka.jp